

# 自立の認定を受けたかたへ

日上市介護保険課  
電話 22 - 3111  
内線 212 ~ 217

## 1 認定結果について

- あなたの心身の状態を調査・審査を行ったところ、介護保険の介護サービスの給付対象者には該当しない「自立」と認定されました。
- 「自立」と認定されたかたは、介護保険によるサービスを利用することはできませんが、日上市では、皆さんの生活を支援するために各種サービスを行っています。利用を希望するかたは、下記の相談窓口にお問い合わせください。
- 今後、心身の状態が変化し、介護（支援）が必要になった場合は、市の介護保険課又は各支所の窓口へ介護保険証を添えて再度認定の申請をしてください。

## 2 介護保険制度や高齢者の日常生活に関する相談窓口

介護を必要としているかたやそのご家族の身近な相談窓口です。

ケアマネジャー・ケースワーカー・保健師・看護師などの専門職が、ご自宅に伺い、介護や保健・福祉サービス等の相談や手続きの代行、必要なサービス利用の調整を行うほか、サービスに関する苦情等を受けて、関係機関との連絡・調整を図ります。

相談窓口	担当する小学校区	電話番号
地域包括支援センター福祉の森聖孝園	櫛形・山部・中里	39-1166
地域包括支援センターサン豊浦	日高・豊浦・田尻	33-8811
地域包括支援センター神峰の森	滑川・宮田	33-5512
地域包括支援センター銀砂台	仲町・中小路・助川	33-6500
地域包括支援センター小咲園	成沢・諏訪・会瀬	32-7900
地域包括支援センター鮎川さくら館	油縄子・大久保・河原子・塙山	36-7303
地域包括支援センター金沢弁天園	大沼・金沢・水木	33-7424
地域包括支援センター成華園	大みか・久慈・坂本・東小沢	33-7119
日上市基幹型地域包括支援センター (日上市高齢福祉課内)		22-3111 (内線 227)

